プラトン『法律』(その三)

村 W

彦

訳

(五) 国民教育のための法

記された成文の法の権威をあからさまに揺り動かした。かくして、対抗 に公的な批判は、ほとんど為されなかったからである。家庭の影響こそよそ教育の大部分は、家庭の中で、つまりは家族の間で実行され、ため つはずの、結婚と子供の出産をめぐる法については、プラトンはすでに、 する道を知らなかったからである。時間の上では教育をめぐる法に先立 況をピタリと言い当てていた。双方ともに、そもそもの教育を法で統制 を通して、 単に押し黙っているのも叶わなかった。プラトンは、こうしたコメント 策に法を制定するのは、なるほど困難であったけれども、かといって、 しようとして生じたこの雑多さは、しかし、もたらす一般効果の点で こうした分裂自体に策を講じられないでいた。正しい教育の本質を把握 立法家も、たいていは些細な、それと分かり辛い事柄に顔を覗かせた。 よりは教化を介して事が達成されると信じていた。目下のところ、私的 は、教育に及ぼす最大の力であった。プラトンは、当の家庭では、規則 的に働きかけるのがむつかしい場所はない、と十分に自覚していた。お な教育は、さまざまの家庭で完全に対立し合う方針の下に為されていて、 プラトンは、 アテナイと、その他の大半のギリシア都市国家が置かれた状 教育という分野ほど、一般的な法を用いて生き方に効果

は、 場合とは違って、夫婦の人選は国家の手に委ねるべきだ、などと命じて 極的に介入した。わけても後者の場合、当のペアは、離婚を強いられた。 関心を払わないか、あるいは、子供をもうける能力に欠ける場合に、積 に及んだ。かの女たちは、男女のペアが、後継者の産み落としに必要な スを出産の女神エイレイティアの神殿内に設けているにすぎない。委員 ない。かれはあくまでも、男女のペアに、先に挙げた点にわけても注意 いない。かれはさらに、『法律』では、結婚そのものにも手を付けてい なくてはならなかった。プラトンはしかし、『国家』における国守りの れた見識と訓戒に、なおあえて故意に耳を貸さない頑固な連中に対して 知から生じる不妊のトラブルを回避させた。そして、かの女たちのすぐ 委員会のメンバーは、家々に足を運んでは、年若い妻たちに助言し、無 いて、この権限は、子供を出産する適性期間に合わせて、 応じるのである。かの女たちの手には、結婚をめぐる監督権が具わって 会の婦人たちは、オフィスで、ともに勤務時間をすごし、数々の相談に してほしい、と忠告した上で、婦人たちの委員会を制定し、そのオフィ できるだけ美しくて素晴らしい子供の出産を、互いの念頭に置いておか 婚を熱望する男女のペアは、その際、果たすべき最高の社会目的として、 そうした統制に向けた土台をしっかりと敷いていた。手を取り合って結 細目にわたる懲罰の体系が、わけても結婚の罰則が制定されるだろ およそ一〇年

55

出される形をとったのだった。自前の汗を流しながら、はたまた何らの抱かれるか小脇に抱えられるかして、飼い主と一緒に、長い散歩に連れ 期に移している点なのである。 練される様子を引き合いに出している。それは、より具体的には、 出産の時期から、 汗も流さないで得られる身体の振動は、 ちを例に引きながら、 ず、そうしたシステムには、 ラトンの発想に大きな影響を及ぼしていたのは、あえて断るまでもない 道徳教育に決定的な意味をもつ段階を、この作品でかれが、早々の幼児 り良く健全な若者を育成するにあたり、そこでの生理学的かつ優生学的 ラトンの 育著述家たちも、 テレスにせよ、こうした発想を自らの理想国に喜んで迎え入れたのだっ 品において大きな喝采を博していた。そして、プラトンにせよアリスト たのを耳にしていた。ここにみる優生学的な発想は、 に関してまとめられた当の作品を介して、スパルタでは、 である。プラトンは、 く訴えていたなら、これは要するに、体育システムの単なる拡張にすぎ プラトンが、子供にとっての運動は、母胎の中でも図られるべきだと強 クリティアスやクセノフォンから、スパルタ人の国家とその躾のあり方 た。プラトンは、単にこれを拡張したにすぎない。われわれもまた、 ここにおいて依拠されているのは、 かれらの作品を介して、プルタルコスも、さらには後のその他の教 『国家』にまさる大きな注意を払っている点であり、さらには、 『法律』に特徴的なのは、 そもそもの優生学的発想を受け継ぐことができた。 次代の市民に向けた援助の数々がすでに始められてい そうした鳥たちが、飼い主の手で闘いに向けて訓 闘鶏その他、闘わせる目的で飼われた小さな鳥た 当時の医学も主たる関心を寄せていたから 医学分野における食養学が、ここでのプ 他でもない、この作品でかれが、よ スパルタの法が提案する事項であ 単に鳥ばかりか、 前四世紀の哲学作 早くも妊娠と われわれ人間 プ

を鎮めてくれるからである。 いてないと理解していたから、 体の動きを介して、子供の内部に快適なくつろぎを生み出し、その逆の 的に形造るにあたり、生理学的要素がいかに大きく作用しているかを十 ない。子供を宥めようとすれば、固く口を噤ませるよりは自由に歌 たかも船の上のように、リズミカルな動きの中に身を置かなくてはなら 世の親の耳に入れられないでは済まなかった。自らの義務について当の たちが自力で立てるまで、 児にはマッサージと二歳までのオムツを命じるのである。 明されるにちがいない。プラトンはだから、妊婦には散歩を勧め、 である ラトンは実に、 不快な緊張を除き去るのは、 ま直接、ここにいう性格の心理学的形成に視点を移すことになった。身 ったのだった。だから、 分に認識していたから、こうした医学的問題にこれほど大きな注意を払 る方を選ぶべきである。外なる動きは、内なる不安を解き放ち、 ことは、子供の本性にそぐわないからである。子供なら、 大人の手で、人為的に休止を強いられてはならない。 ある。子供たちは、その後も、絶えざる運動の中で養われる必要があり、 本人を啓発し、これを怠った結果が何を招くかに注意を喚起するためで に予期していたけれども、こうした勧告は、それにもかかわらず、 に詣でなくてはならない。プラトンは、世の母や乳母からの反発を十分 ランコ乗り、 をも逞しく鍛え上げる効用を具えていた。この点については、 ボートでの海への漕ぎ出し、 およそ人間の教育たるもの、 新生児の身体的な扱いをめぐる理論は、 その腕に抱えて田舎に連れ出 魂の形成に向けた第一歩に他ならない。 プラトンは、エートスないし性格を心理学 世にいう幼児教育学の創始者となったの 、馬術、 ここにいゔ魂の形成、を措 その他の運動からも 運動の手を休める 昼も夜も、 乳母は、 神社や親戚 心自体 そのま 子供 わせ プ あ ブ

子供を不安感情から解き放つのは、当人を、勇敢に向けて教育する第

文も証明するように、 多く記載された、 りは、いうところの文学作品にすぎなかったからである。『法律』に数 解釈したから、立法という概念をまことに広く捉えて、 区分されていたからでなく、むしろ、かれにおける〝教育の動機〞がそう を汲み取っていたとすれば、それはまさに、ここでの概念が十分に鋭く 自身はしかし、いささか抗議の声を漏らして、不文の習慣や慣例の 入れて、これを、後の世代の哲学的思索に取り次いだのであった。かれ ちがいない。プラトンは、こうした現実の社会構造から当の概念を手に できない。時代は下がって、キケロもやはり、 げようとすれば、ここでの両要素(不文の慣例と成文の法)を欠くことは 習にしろ慣例にしろ、書かれた成文の法(ノモス)よりいっそう強力な もそもの成文の法を比較し合う膨大な調査と研究に劣らない形で、 不文の習慣や慣例の類いもたっぷりと受け入れたのだった。 させた結果であった。プラトンは、そもそもの立法を徹底して、教育的、に しくない、と語っていた。にもかかわらずかれが、こうした泉から多く は、厳密には、「法律」というタイトルを具えたこの作品で扱うに相応 にみる法令と習慣の二重性は、ギリシア国家の古典時代にまで逆上るに ット・インスティチュタ・マイオールム)」という言葉を用いていた。ここ (レゲス・エット・モレス)」ないし「法令とこれに勝る慣例 自らの倫理的で国家哲学的な作品において、しばしば、「法令と習慣 す、書かれた規範と書かれざる規範の全体的な複合体を特徴づけるべく、 のである。新しいポリスを構築して、これをしっかりと一つにまとめ上 (エテー)や慣例(エピテーデウマタ)から出来上がっている。そうした慣 『法律』は、いずれにせよ、銅版に刻んで城に掲げるべき代物というよ ロイの「慣例(ノミマ)」をめぐる驚くほど膨大な調査と研究が、そ 異国の人たちの慣例(ノミマ)に関する興味ある引用 この作品のこうした箇所の背後には、 広く人間生活の基礎をな 自らの作品に、 というの (レゲス・エ ヘラスとバ まぎ

け継がれたのだった。
研究が積極的に営まれ、こうした仕事のバトンは、アリストテレスに受カデメイアでも、こうした関連で明らかに、不文の慣例をめぐる調査と異国の人たちが、慣例の歴史に最も熱い関心を示した時代であった。ア

の一人の監督下に置かれる。少年と少女の教育は、六歳まで、 ちは、一緒に集まったなら、 際の罰はしかし、罰された当人の内に怒りを残してもならないし、 体育の中で、 ここでの体育はしかし、ダンスとレスリングに中身を限定されている 短く切り上げられた体育が、この時点で、改めて汚名を挽回するだろう。 今日のように、 導入している。この後の訓練は、 なのだが、この年齢を過ぎると、プラトンは、ためらわずに男女別学を 性の手に委ねられるべきである。そうした教育は、 婚監視委員会からこの目的で選ばれた、十二人委員会、のメンバー(女性 るスパルタの言い回しに従うなら〝群れ(アゲレー)〟―― はならない。乳母自身と子供集団全体 の集会において、 こうしてかれは、近代における幼稚園の成果を先取りしたのだった。こ ラトンは、各々の地区(コーメー)に定められた聖域で催そうとした。 大人がそれに指図を与えてはならない。こうした子供同士の集会を、 いって、不埒な所業を罰なしに放置してもならない。この年齢の子供た では、すでに、 から六歳までの子供は、ひたすら遊ばなくてはならない。この年齢段階 プラトンは、子供の教育に、 のちの軍事訓練に役立たないものは、 甘ったれた過敏な子供に罰を課すことも許される。 単に片方用に限定されてはならない。 乳母は、託された子供たちの振る舞いを監視しなくて 自らの手で遊びを考案しなくてはならず、 年齢に応じて段階を設けた。まず、 右利き用と左利き用を同時平行させ あるいは、 すべからく廃棄され あくまでも男女共学 以前にはあまりに プラトンが用い は、 すべて女 あえて結

のは、 戦争に参加しなくてよい年齢の若者たちが、 の衰微は、 た訴えは、 とされる、古えの過激なダンスを復活すべしと訴えるのである。こうしオスクロイに捧げられ、アテナイではデーメーテルとコレに捧げられた は、 され、高貴と自由をいっそう具えていることを措いてない。このために めぐるプラトンの規定を眺めるべき観点が明らかになるにちがいない 語られた中身に合体させるなら、その時にはじめて、 じめて用いられるのだけれども、それらを今、 そしてまた、軍隊演習や設営や騎兵戦等々のあらゆる戦術をコーチする、 世に普及した姿を目にしたいと考えているのだな、だから、 もしれない。かれは、 しく非難していたのを思い出させるにちがいない。プラトンは、いの衰微は、古き良き教育の没落を告げる何よりの゙しるし、なのだ、 ラトンはだから、 かれが目にしたいと切に望んでいるのは、 っきり説明している。これら自体はなるほど、もっと後の訓練段階では に挙げたすべてが「体育的訓練」の名で一括されうると、この箇所では 有給で雇われた専門教師に関する記述である。プラトンはそして、ここ にその名前しか記されていないのだな、と。この『法律』で目にされる 登場する国家には、広く世の称賛を博するギリシアの体育について、単 自身がのちに語っているところに従うなら、あるいはこう推定できるか れたにちがいない。この領域における教官の任用をめぐって、 た。当時の自己目的化された競技種目の大半は、® (帯状装飾)に理想的な姿で目にされるごとく、 かれの求めている形の体育が、大いに重要な手段となるだろう。 軽武装兵と重武装兵に向けて弓や飛礫や剣の扱い方をコーチする、 すでにアリストファネスが『雲』において、この種のダンス クレタではキュレーテに捧げられ、 軍事訓練の観点に立った体育の概念が、 人間の身に着ける様式が洗練 パルテノン神殿のフリーズ 体育の初歩段階に関して 神々を称えつつ、 そうした破棄を宣告さ スパルタではディ 競技種目の削 『法律』に 驚くほど プラトン 車や馬

せたのだった。
と共に、かれらを、競技大会やその予選に出場させ、自らの力量を測らと共に、かれらを、競技大会やその予選に出場させ、自らの力量を測らを用いて厳かなパレードを繰り広げている様子をじっと心の中で眺める

事柄とみなされた。けれども、前四世紀に傭兵制度が成立すると、 世紀における最盛期に数多くの戦争を体験したのだが、それらを介して、 諸々の自由を支える自明の前提とみられたのだった。アテナイは、 ていた精神と、 ズムであって、とうてい成り立たないだろう。この制度の起源は、 しかし、´エフェビア、という制度の年齢を考えると、まさにアナクロニ おのこと本気で採り入れなくてはならない、と固く信じていた。これは スたちの訓練について立法する(=^エフェビアへを成立させる)にあたり、 なった。世の大人たちは、 の青年)を対象とした二年に亙る兵役義務は、その際にも依然として存 が広く耳にされるようになった。もっとも、エフェボス(一八~二○歳 の間に祖国を守る力と熱意が衰退し、こうした傾向を憂うる嘆きと不満 ここでの兵役義務の履行は、いかなる疑問も差し挟む余地のない自明の 盤にも行き着いた。こうした兵役義務は、単に、非民主的とみられなか 着くのみでなく、同じく、アテナイ民主制下の市民生活を支える法的基 かに先の時代に溯るからである。とはいえ、プラトンの『法律』を貫い アテナイ国家は、プラトンが『法律』に示した具体的提案の数々を、な 力と熱意の衰えによって、若者教育の側面をいっそう強調されるように 続した。実のところ、かれらの兵役義務は、傭兵制の導入による国防の ったばかりか、むしろ逆に、民主国家の市民として個々人が享受する 般的な兵役義務は、その起源を溯るなら、単にスパルタの制度に行き ここでのプラトンの理論に登場する軍人精神の強化に向けた風 当時の政治状況下でもやはり著しかった。市民たちに課され アテナイ民主制において、 カイロネイアの戦いに敗れた以上、 この作品が登場して一〇年の エフェボ 潮は 市民 前五 はる

ら葬り去ったからである。「アテナイ民主制を永久に地上かあると本当に理解したのは、、敗戦、という動かしがたい事実にわが身をまりに遅すぎた。というのも、市民たちの大半が、兵役義務は不可欠ではとわれていた。救いの手段は、本当に救うのであれば、用いるのがあじ一つのものであった。そこではしかし、そもそもの自由はすでに完全間、つまりはリュクルゴスの改革の時代に重きをなしていた精神は、同

児 説に着手したのだった。それというのも、 だに規範の問題が中心をなし、そこでの対話は、 対して『法律』での関心は、先にも指摘したように、教育という仕事を 思想を、音楽における内容と様式を査定する尺度に用いる点であった。 ていたのは、プラトンの哲学が導き出す道徳面と形而上学面での新たな 語られる中身は、ここでの観点を介して、わけても『国家』におけるこ 楽教育にアプローチしていたのである。音楽教育をめぐって『法律』に われるかもしれない。プラトンはしかも、第七巻でも、 であった。この発想自体は、すでに先の論究でも述べられていたけれど 留まっていたけれども、第七巻では、プラトン自身が立法家として登場 しさをめぐって、そもそも誰が本当の判定を下せるのか、 心理学的に基礎づける点に向けられ、かくして、無自覚的な存在 れと対応した解説から区別されるだろう。『国家』でとりわけ配慮され されていたから、これを改めて取り上げるのは、余計な事柄のように思 第二巻で、正しい快感を幼い時期から習慣づける問題に関連させて論及 体育に続いては音楽が登場する。もっとも、音楽はすでに その際の前面に据えられていたのは、、遊びの中で学ぶ、という発想 の育成からスタートしたからである。『法律』の第二巻では、 プラトンはしかし、今や、遊びの教育価値をめぐる新たな原則的解 遊びの教育価値など、 芸術に関わる事 同じ観点から音 の問いに長く 『法律』 (=幼 0)

ここ『法律』において、 考えるほかはない。 最大の前提とし、それゆえまた、良き伝統の維持に向けた国家制度の永 自らの創意工夫を存分に発揮することを許されていた。 引いたにちがいない。それもまさに、正しいエートスを早い時期に形造 件づけられていたのか。いずれにせよ、当の反復は、プラトンにとって 遊びの登場は、若者の世界に新しい精神の生まれたことを意味した。そ いうべき、誇りや蔑みの要素を一つたりとも具えてはならない。 言葉は、それ自体、 よそ流行や恣意や実験の対象であってはならなかった。「古い」という はならない。それは、プラトンの時代に特徴的に目にされたように、 づける営みに基礎づけようと腐心した。遊びは、いささかも改変されて た、音楽的伝統に何らの改変も加えずに保持する上での指図の数々を 続性を最大の前提にしたから、プラトンは、すでに『国家』に指摘され されることになった。およそ教育であるかぎり、諸々の規範の安定性を 年齢を過ぎると、特定の精神を呼吸する特定の遊びが、はっきりと指定 る効果的な手段として。三歳から六歳までの遊びについては、子供は、 いう問題は、老齢に達したかれにとって、以前よりもさらに強い注意を どこが問題であったのか、 必然の様式であったのか、それとも、『法律』という作品の未完性に条 でどの国家でも完全に誤解されていたからである。ところで、こうした およそ改変は、 反復はそれ自体、 は体の食養生であろうと、 新しい精神の誕生は、 (良くない事柄の場合を別にすれば) たとえ天候であろうと、 プラトンにおける教育者としてのエートスに具わった 目まぐるしく流行が移り変わる今日の一般通念とも 特定の遊びの様式へと早い時期から子供を習慣 をはっきりと示唆してくれるだろう。 内なる性格であろうと、 新しい法律の登場を条件づけたのである それ自体が、危険、と けれども、この 遊びと

プラトンはだから、リズムと歌といった、人間に具わる遊びの衝動

0

うした詩人に向けた指図の数々は、おそらく、 誰にも許されなかったからである。ここでの歌のエートス、その様式 まで保ち続けた故人にしか、捧げ送るのが許されていなかったのである。 け入れられた歌に、もはや改変など認められなかったからである。こう 当初にだけ必要とされたにちがいない。それ以後になると、ひとたび受 べき規範として、 義務づけられていた。生きた詩人たちは、『法律』が掲げる精神を仰ぐ 半分程度は使用可能な歌も、 別にすれば、その他はすべて『法律』で固く禁じられていたからである。 とことん不可能となったかもしれない。というのも、公認の歌や舞踏を 業績は、空しく元の木阿弥に帰して、個人感情の表出としての詩作は れていた詩作を、それこそ完全に解放し切るというギリシア人に固有の 眺めるなら、これと共に、オリエント世界では聖職者階級に狭く限定さ 術を手本に仰ぎつつ、これらこそ、掛け値なしに聖なるものであって、 あって、こうした詩はしかも、自らのアレテー あった同胞を称える賛歌や賞歌のような、 した伝統の傍らになおも在席を許されたのは、 オスの哀歌に先に試みられた類いの〝修正〟を用いて、編集し直すことが た。そうした歌の選抜については、専門の役所が設けられ、そこでは その目的、その対象は、いくつかの基礎的な規定で大きく制約されてい 法律に近い形で存在すべきであり、そうした歌に揺さぶりをかけるのは に重ね合わせたのだった。かれ自身の教育組織で公認された歌の数々は、 意味を具えていた。プラトンは、こうした二重の意味を、ピタリと相互 「ノモス」という言葉は、ギリシア語では、〝法律〟と〝歌〟という二重の ゆえに、侵すことも変えることもできないのだ、と言明した。歴史的に 表出様式を何とか安定に導こうと努めて、 常に目の前に携えなくてはならなかったけれども、こ 明らかに、プラトン自身の手でティルタイ 特定の場で作られる詩のみで 先に言及されたエジプトの芸 せいぜい、 新しい国家が創設された (徳)を人生の最後の日 大いに功績の

特徴を予言的に先取りしたものと評されるはずである。 は拭いがたい。けれども、 織を〝国家〞の形で思い描こうと欲するかぎり、どうしても、 当性を改めて確認できるにちがいない。われわれが、プラトンの教育組 れるだろうか。こうした比較は、すでに前にも思い描かれたけれども、 聖なる儀式と典礼を割り当てた、 間で規則的に用いられていた。『法律』の中に、理想の生活秩序、として は、いうところの「シェーマタ(定型)」であって、この言葉は、 記した基本単位とみなし、さまざまな等級を具えた神々に、 とめられていた。けれども、 スの概念では、こうした仕切りは存在せず、あくまでも双方が一つにま 今日の世界では見事に仕切られているけれども、プラトンにおけるポリ 古典古代以後の世界で最も偉大な教育組織を思い描くなら、『法律』と プラトンが、自らの基本思想から導き出した当の帰結によって、その妥 読み取れるものを、 ズムを伴った身振りと手振りを、それぞれ割り当てたのだった。これら した。そして、供物を捧げて祝われるこうした祝日に、特定の歌と、 で盛大に祝われるべき、当人用に定められた専門の祝日をそれぞれ配備 統が、必要な変更を受け入れても何ら問題がないほどに絶対の安定を常 に至った。その際に最も寄与したのは、 いう最晩年の作品は、 ムを伴った事柄の何であるかを記述する際に、今も昔も、 に保てるようにした。こうしてかれは、暦年を、生活の時期的な循環を プラトンは、 !の共同体がもつ精神的な教育力に課された、 この世の王国の傍らに、これを超える形で築き上げられる 新しい制度を実際的に思い描くにあたり、そもそもの あえて他に比べるなら、各々の日に一定の祝祭用の まさしく、 われわれがもし、カトリックの教会という。 ここにみる一体化は脆くもぶち壊され、 カトリックの聖暦年が辛うじて挙げら カトリック主義が具える多くの本質的 あろうことかプラトンの手で、 途方もない要求の数々 国家と教会は ギリシア人の 供物と祈り 奇異な感じ リズ 1)

> 要求項目として明らかに起草されていた。 これ自体は、『法律』に登場する公理の中に、 とは、すぐれた指導の下にはじめて本領を発揮できる、人間に具わった 速いテンポで近づいていった。もっとも、そうした場合でも常に、 であった。 次要素の支配をそもそもの本分にしている、というのがその中身であり、 最奥の本性を措いてなく、この本性はしかも、 トンの根本思想はいささかも変わらなかった。すなわち、ここでの王国 教会の手で実現された、魂を支配する精神的なタイプに向けて驚くほど した国家そのものは、 かれ自身が、 『国家』から『法律』へと移行する中で、 自らの教育理念を実現するセンターとして設立 内なる高次要素による低 プラトンの手で基本的な のちに

かれは、 を、 ずれにしても生存の重点が、以前にはとりわけ真摯に取り上げられるの が、すなわち、、人間の営む生活など、 序文における思想と連結させるなら、まさしく、ここに布告された結論 ージを、、人間にとって神こそが万物の尺度である、と説明された、 た基本思想に結びつけながら、堂々とやり遂げた。『法律』 は、プラトンにもよく自覚されていたから、かれは、ここでの価値転換 ぎないと思われる事柄の領域に移っていくのは否めない。こうなること が常であった要件から、大きくズレて、生きる上での単なる付属品にす く吊り上げる行為と映るにちがいない。そうした押し広げによって、い 多くの人の目に、それ自体としては正しい思想を、 あって、 (ピュセイ)、真に大真面目に取り組むに足るのは、 らない、がおのずと導き出されてくるにちがいない。 子供の遊びとその様式をこれほど大規模かつ壮麗に押し広げるのは、 厳かな宗教的言葉を用いつつ、自らの立法における神を中心に据え かくして人間には、 われわれ人間を、神の遊具、と称していた。ここにみる人間イメ 自らの内にあって神の名に値するもののみ 真に大真面目に取り組むには足 あくまでも神のみで 価値の上で途方もな 本当のところは の冒頭で、 法の

が真剣な取り組みの対象となるだろう。これこそは、 に述べた精神で教育された人間を措いて他に見当たらないだろう。 しなくてはならない。これと並んで、外敵の侵入を阻止するのも、 の御恵みが深まるように、供物と歌と踊りを介し、たゆまずに神を礼拝 る、と口にされているのである。われわれは、生活の全体を挙げて、 けで、〝戦争を仕掛けるのは、 和な生活をこそ、そもそもの主眼に据えなくてはならない。こうしたわ けてしかるべき遊び 足らなくなる。これらには、「われわれ人間が、とりわけ真剣に引き受 中でもとりわけ、 くてはならない。 お気に召すように遊ぶことを、 る最高の形態は、 ておそらく、中世における教会所属の騎士修道会などが、最も厳密に く避け難い義務に属していて、 (パイデイア)も」ともに含まれていないからである。 人間的なものは、 神は、 これを操りの紐として人間を動かされる。 戦争と紛争は、 だから、 およそこのような、神の目で眺める、という観点を欠い (パイディア) も、 自らの独立自尊の価値を失うほかはない。 神の遊具となることであり、できるだけ神の 実のところ、平和を手に入れるためであ 双方に叶った人物を探すとすれば、 人間なら、理想の生き方として心掛けな もはや本気で大真面目に取り組むには さらには、 何か語るに足る教育 人間はだから、 口 ゴス 人間にお (知性) その そし ここ 同じ 平 神 に

日 自 の数々も明らかに目にされた。たとえば、万人への就学義務、 ベラルな連中の目には、 した非近代性に並んで、 マの 位体は の馬術、 プラトンが 仕事を対象とした厳しい時間割、 『国家』では、 公立の学校や体操場の建設、 『法律』に描いた国家の全体は、少なくとも一 単に守護者階級にのみ実施されていた 他方ではしかし、多くの驚くほど近代的な要求 驚くほど非近代的と映るかもしれないが、こう 男女両性に向けた教育 公私の両生活に亙る指導者たち 九世紀のリ 婦人のた

ここでの二重の理想に応えていたにちがいない。

の監督、 して、 神殿に参集して、 である。プラトンは、 りと根拠付けたのだった。新しい職は、実に、『法律』の国家で中心的 ていなくてはならない。すでにこの については『法律』七六四C以下に規定され、これのすぐ後に(七六五 政組織に向けた法律と、 シス)に際してすでに目にされていたので、ここでは端的に、 在が文句なく前提されている。こうした職務の設立そのものは、 に課された、 とその執行部 完全に特別な仰々しい儀式に取り巻かれている。 か いう最高の教育部局を創設して、 も別格的に重要」(七六五E二)なのだと教え込んだ。立法家は、 だ者たちにも等しく、 な地位を占めるのは教育を措いてない、という無言の表明であったから の根本的な重要性を厳かな言葉(七六六A)で浮き彫り化し、これを介 ある、教育監、の制定が続いた。教育監に任ぜられる者は、 D)まさしくクライマックスの形で、教育組織を担当する最重要の職で 分していた点のみを思い出してもらいたい。 自身が、法の序文から法の本文に話を移していった時(七三五A五)、行 第六巻の中心テーマであった、諸々の職階の制定(アルコーン・カタスタ ある。この箇所では、プラトンの手で「教育の監視人(=教育監)」の存 「副次的な事柄に成り下がる」のを阻止するだろう。 憲法に関連した箇所で、プラトンは、 ギリシア人には思いも及ばなかった全く新しい職の創設をはっき 国選の教育監をトップに据えた高等国立教育局 以前のギリシア人が全く知らなかった夜間業務、 (プチュタネイス)を除いたすべての役人が、 無記名投票の形で、 この職に選ばれた者にも、 そうした最高の教育職は 国家の行政に関する細々した法律を明らかに区 かれの国家における教育が、 護法官 ――われわれなら言うだろうが 『法律』の国家における教育 音楽と体育を担当する役人 「およそ最高の役職中で (ノモピュラケス)」 政務審議会(ビュレー) さらには、 教育監の選挙は の設置、 五〇歳を超え それを選ん アポロンの プラトン 教師、 等々で を構

られなくてはならない。これを介して、解説者ないし教育者という立場 規定から、そろそろ、教育監の公務執行に立ち戻らなくてはならない。 ぞれが、教育業務の監督に最適であると判断した人物を、ただ一人だけ の演奏と、歌と踊りの対象にならない文芸詩の読書、等々が含まれるに はならない。そうした学識には、 でもかれらだからである―― 例外なく、多くの学識も学び取らなくて 施すからである。けれども、これらに加えてさらに、 あるにちがいない。というのも、宗教教育は、それ以外のすべてに枠を る指図の土台となるのは、コロス(合唱隊)の踊りと歌をめぐる規定で で、他の人たちのお役に立てるだろうからである。こうした教育監によ すると直ちに、こうした教育監は、自らをどう教育すればよいのか、と ンバーであってよいからである。われわれはしかし、ここでの憲法上の かれ自身は、当然ながら〝教育の番人〟として、何はさておき自動的にメ かし、その間もずっと、夜明け前の会議のメンバーを降りることはない 在任期間は五年であり、 は、当人の同僚である護法官たちは、いささかも関与しない。この職 選び出す。 成員とした。夜明け前の会議(ニュクテリノス・シュロゴス)、から、 いう問いが生じてくるだろう。かれには、できるだけ細かな指導が与え 選ばれた者がその任に値するか否かの審査(ドキモシア)に というのも『法律』で対象に挙げられているのは、 繰り返しての再任は許されていない。 基本的な読み書きと、 およそ自由民の子 リュラ(竪琴) あくま

作品を丸暗記する形で進められるのが常であった。ここでの学習観は、当時の学習は、当時の他の資料類も裏書きするように、あらゆる詩人のえられていたけれども、プラトンは、こうした物知りを激しく叱責した。のお人たちを介した教育の仕方については、とりわけ詳しく論じられて詩人たちを介した教育の仕方については、とりわけ詳しく論じられて

そは、 ンは、 従いつつ、仕事仲間をも教師たちをも選び出さなくてはならない。 らない。国家の教育を司る最高職としての教育監は、自らが理解した 準を形造るとともに、当の『法律』をわけても綿密に研究しなくてはな そもそもの『法律』を基に、本当の詩の何であるかを査定する自らの基 と考えて、これを読むだけでは十分でなく、さらに加えて教師たちも、 脱いで、『法律』があくまでも〝文学作品〞なのだと思わせようとする。 の皮切りに他ならない。 冊の読本を編纂することだった。これはまさに、教授に向けた詩の選集 かれ自身が勧めたのは、 のだ、という背後の虚偽を見誤ることはない。それはともかく、 称えるだろうが、それはあくまでも、 てはならない。われわれは今日、当然ながら、 して不適格と考える外はなく、断じて、プラトンの国家に雇い入れられ に挙げた『法律』の精神に内面的に一致しないような人物は、教育者と の一つであった。若者たちが、『法律』は最高の様式を具えた詩なのだ 律』を韻文における詩と同列に位置づけていささかも憚らない。 の神的な霊感を存分に吹き込まれている。プラトンは、実のところ『法 この作品は、何らかの詩人の創作にもっぱら実感されるのと同じく、あ ならない。プラトンはここで、さしあたりは〝現実の会話〟という衣装を 『法律』に記された規範を念頭に置いて、この選別に取り組まなくては 憶に刻印されるのは詩の中の一節のみでよいと考える。教師たる者は で戦った世の見解とも密接に繋がっていた。こうした学習に代わって、 ^ッ詩こそはあらゆる知の百科全書である_ヘという、当のプラトンが 『法律』解釈を基準としつつ、さらには、この作品に起草された見解に かれ自身に具わった芸術家としての自覚を物語る最も重要な証し 世の人びとが 『法律』 詩の中の最も優れた部分のみを選び出して、一 かれは、 自体を、 教材の負担荷重を避けるためにも、 雇い入れてもらいたい一心からな あらゆる教育的英知が盛り込まれ 多くの連中がこの作品を プラト 国

て産み出されうると密かに希望したい。 者であって、こうしたドラマは、 最も優れた生活を模倣していたからである。プラトンは、 にも、自らの『法律』 当然ながら はどのように教育されるべきであり、® えてもらいたい」と。 けれども、そうでないなら、 がわれわれの歌とあくまでも同等か、もしくはいっそう優れているなら、 の手強いライバルである。 域に属する詩人なのだ。 けてこう語った、「諸君たちは詩人であるが、 るものとして差し出したのだった。というのも が遠慮なく模倣されていることから、手厳しい非難を浴びせた詩人たち 行している。こうしてかれは、その踊りと歌において劣悪な手本や事物 のこれまでの巻での論究との繋がりが、数多く目にされるにちがいない。 かなど、一つ一つを事細かに再現するには及ばない。こうした部分には、 われの手ですでに描き示された一般的思想をどうした形で実践化すべき プラトンの生真面目さは、ここでは、軽やかな足取りでアイロニーに移 ーズの末裔たちよ、まずもって諸君たちの歌をアルコンの前に提示し ここではしかし、 わ れわれの歌と比べてもらって欲しい。そしてもし、 『国家』との繋がりや、 喜んでコロス 文学の教師に次いで、音楽の教師やキタラの専門家 を、あらゆる悲劇作品の中でも無比の美しさを誇 プラトンの作品は、 われわれは、哲学に勤しむ者として、 われわれは、最も美しいドラマをめぐる敵対 (合唱隊) を諸君たちに差し向けるだろう。 親しい友たちよ、断じてそうはしないと考 真の意味での法律の手によってはじめ あるいは、この問題をめぐる 体育と踊りをめぐる規定は、 ・・・・ともあれ今は、 古い様式の詩と真正面から競 われわれもまた、 『法律』は、 諸君たちの歌 詩人たちに向 最も美しく 諸君たち 柔和なミ 同じ領 『法律 わ

> 者は、 いのいかにあるかを覗かせるにちがいない。 ほとんど意味を認めていなかったように思われるからである。こうした® くてはならない。 国家を、自らの自慢の作品として世に問うたのだった。 理解する上に本当の光を与えてくれるはずである。 が必然的に辿る最後の一歩にちがいない。その一歩は、ここでの要求を までの古い詩に代えて法的に導入するのは、 校やオーケストラで教えられるべき科目として、 詩人に呵責のない攻撃が加えられたけれども、 並置を介して、アイロニーの方も大真面目の方も、 こでの発言を『パイドロス』や『第七書簡』における発言とも並置しな いかに実現するかを問うなら間違いなく察知されるように、プラトンを た競い合いがあったのである。かれが構築する〝未来の国家〟における学 い合うことに、 新しい教育を創出するために詩人となり、 そもそもの狙いを絞っていた。 それらの作品では、プラトン自身が、 論理的にみて、 これの前提には、 『国家』 かれ自身の かれの手で案出され すなわち、 ともに、自らの度合 書かれ われわれは、こ では、 ここでの道 作品をそれ この哲学 古 た言葉に

らかなように、 時代のいや増す要求にそれなりに応えたものの、 体育と音楽のみの、古い教育、では満足せず、 る徹底した専門教育は、 この点を眺めるのは、 実際的な初等教育も付け加えた。これは実に、 るに及ばない。とはいえプラトンは、ここでの一般教育に対して、 の種の知を、果たして国民の一般教育に望ましいと考えていたのか否か。 統治者のエリート教育を組み立てたけれども、『法律』ではしかし、こ 的な試みであった。こうした付け加えによって、 プラトンという哲学者は、 国家の最高指導者に要求される数学と天文学の長期に亙 大いに啓発的であるだろう。 市民の一般教育を考える上で、いささかも考え 『国家』では、 さらに、こうした分野での 哲学的問答法と数 教育史上に輝くパイ かれ自身の念頭には その際、 知力の訓練を求める おのずと明 単に 上に 親しんでいたからに他ならない。 これまで一度として計算の訓練を欠いたことはなかった。けれども、 他 服したからである。 ここにみられる姿勢は、 ラトンが必要と考える数学の最小限は、明らかにこれを超え出ていた。 その際、 とあくまでも同等の限定であるように思われる。もっともソクラテスは、 関する初歩的基礎の知識のみで十分である、と口にしているが、これ自 けた一般教育には、算術に関する、さらには、 その際もやはり、 ざまな理解度に合わせて伝達する、という教育上の必要性に大きく慣れ 自らの知識を、 れほどに支配できたのだろうか。それはむろん、数学そのものが、その いうのもそれは、 の場合は、世にいう初等教育について語っていた。初等教育はなるほど、 体はしかし、一見して、ソスラテスがこの分野の教育に要求していたの かったけれども、今や、これを固く具えている。プラトンは、 せよ天文学にせよ、 1の科目に先立って、 未来の政治家に何が必要かを考えていたのに対して、 各々の段階にある子供たちの教育の程度に応じて、さま 専門の高等教育に次いで、今や、国民の一般教育も征 もっと高い目標がしっかりと据えられていた。 かつては世界観への積極的意味を直接に具えてい この科目はしかし、なぜ、あらゆる段階の教育をこ 自らの方法の厳密性を僅かでも損なうことなく、 数学的な科目の新たな勝利を意味している。 距離および面積の測定に プラトン 国民に向 数学に

教育を誇るギリシアの国民が、この点で、空しくエジプト人の後塵を拝ギリシアの全国民を対象とした国民学校に広く刻み込みたいと考えてい客人は、あからさまに、わたし自身は、かなりの高齢に達してはじめて、数学の初等教育について自ら主張するところを、ずばり、ギリシアで、数学の初等教育について自ら主張するところを、ずばり、ギリシアで、数学の初等教育について自ら主張するところを、ずばり、ギリシア

し、この地の数学をわが目で観察していたからである。計算の初等教育クソスに負っていたのだろう。この人物は、長い期間をエジプトで暮ら 直接の目撃者にもその源を仰いでいたにちがいない。 ″直観的な方法/について、 平面と立体が相互に通約可能かどうかの問いに関わって語られた。ここ く負っていた。 見たかぎり、 的 や後方に勝手に動くように見えるけれども、そうではなく、 ろう。というのもこの星は、肉眼で観察される限り、 文学的な知見であって、こうした知見に耳を傾けるなら、 新の報告に依拠していた。そうした知識を、 で口にされた中身は、明らかに、エジプト数学の知識水準についての最 天体観に当てはめた。この観点から眺めると、 天体が魂を具えた生き物であり、目に見える神々なのだ、という自らの も速く動き、 言及している知見、すなわち、サターン(土星)という惑星は、 スの手で樹ち立てられた。そして、プラトンがここでの関係でわけても ないじ惑える星、という命名は、当の星にとって、まるで不当となるだ 別の教えを導き入れていたからである。ここにいう〝別の教え〞とは、天 た、しかも、正しく神を崇拝する上でわけても重要であった、まったく を用いて、エジプト人と同じくギリシア人にもいまだ知られていなかっ そう確かになるだろう。というのもプラトンは、ここに示唆された中身 提供したのがエウドクソスであったのは、次のような事情からも、 においてエジプト人たちが用い、プラトン自身もそれの模倣を推奨した しているのは恥ずべき面汚しである、と説明した。これ自体は、 な円軌道を常に描いていたからである。こうした理論は、 最も遅く動いているのだが、その実、すべての星の中で最 最も広い軌道を歩んでいるという知見は、この プラトンは、ここに挙げた天文学的事実を、 かれに知られていた事柄はすべて、こうした プラトンはおそらくエウド 天文学上の今ある間違い 遥かな天空を前方 プラトンに情報を いわゆる惑星 それぞれ 一定の規則 エウドクソ 理論に大き 肉眼で

う。 具えているのである。 豊かに力説されている。 その神学では、天体が示す永遠の数学的循環をわが目で観察するのが どのつまり、市民たちの心に神への信仰をしっかりと植え付ける効果を しい神認識の足場がどのように形造られていくかの歴史的変遷が、 想された天文学から、この学問における新たな発見を媒介項として、 に具わった、わけても天文学に具わった神学的な機能は、 神の存在を信じさせる中心の源とされていたからである。「諸々の学問 る主張は、『法律』における独特の神学へと直接に流れ込んでいった。 さらにそうであった。こうして、 上ない不正と考えられたのだが、いわんや、宗教上の神崇拝においては 『法律』のこれ以後の論述では、それまでの世紀に顕著な無神論的に構 そうした不履行は、すでに、オリンピック競技の走者によってこの 天体にとって、受けるに値する名誉のこの上ない不履行となるだろ 当の学問の本質的な機能であった。 本当の意味での「リアルな」教授の強化は、 数学と天文学の授業を国民学校に求め 神の存在証明に献じられ プラトンにと 迫力 正 ح

他の人びとの文化と法律を本当の意味で「テオレイン けないにちがいない。異国への旅は、 自らの完璧な法律の働きを妨害するような外からの不測の影響を何ら受 済的な自給自足を求めるだろう。しかもこのポリスは、精神的な点でなのポリスは海辺の国でなかったから、語るに足る貿易には従事せず、 うに関係させたらよいかをおのずと問わざるを得なくなった。まず、 なく、あくまでも精神の人として学問的な研究に従事する、それゆえ、 ンが理解していたのは、 から大きく異なっているのを目にして、これ自体を、 プラトンは、 にのみ許される。 自らの手で構築したポリスが、 この言葉が慣例的に意味した。祝祭使節、などで もっとも、 最後に挙げた、テオロイ、でプラト 軍隊の伝令と政治使節とテオロイ 現存するポリスのすべ 他の世界とどの 精神的な点でも、 (観察) する」人 経 7

イは、 なりえないし、 轄領域は広く立法と教育に及んでいる。要するに、 しての教育監、 入ることができる。この会議のメンバーは、 も五○歳を越えた人物しかいない。そうした人間が帰国すると、 改善には何が必要なのかについて、自己の意見を形造らなくてはならな における同等の人たちと交流して、どうした法律が自らのポリスに適し、 く観察する (テオレイン)」 行為についての法律は、 国への旅をめぐる、すなわち、その地の優れた精神の持ち主を「広く深 整えられた国家であれ、劣悪な国家であれ、 時間をかけて異国の状況を研究した。いかなる国家であっても、 物であって、こうした〃テオレインの人(=テオロイ) 育および立法の領域で他の人たちから耳にしたあらゆる刺激的内容を る改善こそ、こうした会議の主たる仕事に他ならない。 の護法官、執行部の構成員、文化と教育を司る「教育全般の監視人」と 公的機関ともいうべき、秘密に催される〝夜明け前の会議〟に自由に立ち い。こうした課題を割り当てられるのは、 人的な体験にそもそもの源を仰いでいた。派遣されたテオレイは、 ラトン当人は、何度も、それも長期に亙ってアテナイを離れていた。 繁に目にされるなど、そう簡単には容認できなかったにちがいない。 流することを措いてない。プラトンにとって、この手の人物が、 もに語り、 ない超一流の人物たち、すなわち、大衆に混じって生きるところの、と の研修の旅が主たる目的とするのは、テイロイ自身が、 人と劣った人を見分ける確かな人間認識を欠くなら、 異国の地で他の人たちの制度を身近に目にしたであろうから、教 ともに意思を疎通するに足る「神の如き人びと」と豊 および、いまだ存命中のかれの前任者であって、 自らの法律も維持できないだろう。ここに挙げた異国 豊かな経験の持ち主で、 大祭司長、 およそ世界のいたる所で頻 立法と教育のさらな 明らかに、 およそ完全体には 一〇人の最高齢 その地での数少 は、 帰国したテオ ゆ かれの つくりと 最高の 最高に 優れた 量かに交 異国 異

ある。 国の制度が、有害な影響の流れ込む魔の入口となってはならないからで であった。 に柔軟性を与えて、 築された国家を硬直の危機から守るべく、国家中での権威ある生活規制 をみても、そこには明らかに、シすべてを統括するのは教育であるメとい らには、この会議の活動の目標設定や、テイレイの研修旅行の目的規定 れの報告はしかし、 かれ自身の観察内容に加えて、きっちりと報告しなくてはならない。 れていた。プラトンがひたすら努めたのは、他でもない、かれの手で構 『法律』の国家に占める教育の中心的な位置づけが堂々と映し出さ およそこのように、 厳しいチェックを必要とするだろう。 外からの有益な提案を弾力的に受け入れさせること 夜明け前の会議のメンバー構成をみても、さ 報告された異 か

(六)統治者の教育と神の認識

性、と呼ばれている。もっとも双方は、そもそもの意味において何ら異ではそれが、従来のソクラテス的な言い回しを借りて、諸々の徳の単一 形造るこうした最高の知を担うそもそもの器官は、 われの数々の中に、一なる善、が捉えられた時、捉えられた当のものは らは一般に´アレタイ(諸々の徳)、と呼ばれているのだが、そうした現 ならない。というのも、 品では、ここにいう目標はシ善のイデアィと呼ばれていたけれども、 を、しっかりと認識していなくてはならない。『国家』で構想された国 議のメンバーは、 善のイデアを措いてなかったからである。『国家』では、 家の基本構造は、ここにおいて改めて確認されるにちがいない。 夜明け前の会議は、 およそ政治家なら目を向けてしかるべき目標そのも まさしく国家の鎹(かすがい)であった。この 善という存在はさまざまな現われをみせ、 まさしく国守りであ およそ国家を あの作 それ 会

法であった。というのも暗に仄めかさないで、 う、従来のソクラテスの基本問題に触れつつ具体的に説明されていた。 と表示され、さらには、、諸々の徳もつまりは一つの徳に帰着する、とい きは、〝多の中に一を概観する〟という従来の言い回しを用いてはっきり 値を改めて取り上げたなら、すでに『国家』で語られた中身を単にくり 所で暗に仄めかされているのは、プラトンの読者には周知の哲学的問答 双方は、 教育に固有の事柄であるとのみ仄めかされているにすぎない。 ていたからである。ここにいう知力は、 同時に、そうした徳を形造る精神的な原理としての、多の中の一、を洞察 そもそもの源に他ならなかった。このような中心点に着目すると、プラ 全体の根底に据える、というプラトン固有の思想が生み出されてきた、 返すに過ぎないからである。とはいえ、哲学的問答法がもつ形成的な働 しく逆の事柄が、この上ない確かさで推論されうるからである。この箇 でプラトンの語った統治者の教育をめぐるスケッチ風の所見から、まさ 発言の正当性が与えられてはならない。実のところ、『法律』第十二巻 て、プラトンは晩年に至って自らのイデア論を放棄したと訴える連中に、 よって、その言葉の意味をわれわれに周知の今日的な仮説の意味に解し 冒頭で、 たけれども、『法律』ではしかし、まことに簡単に、これ自体は統治者 する哲学的な知力も併せて所有しなくてはならないと、はっきり語られ る。この会議のメンバーは「すべての徳」を所有しつつ、これを介して った。『法律』ではしかし、これに相当するのは、 実のところ、 『法律』にはイデア論が欠けていると語ったけれども、これに 本質的な差をもたないだろう。加えてわれわれは、そもそもの 何らかの任意の理念などでなく、こうした徳の問題こそ 『国家』で詳しく論じられて そうした問答法の教育に 夜明け前の会議であ 統治者教育と国家 とは

最初期の作品から最晩年の作品までいささかも変化して

トンの思想は、

かないのである。 られるのは単に、 に具えていたからである。 取らない。この会議のメンバーは、真理の知そのもの、こうした知を言 ある。『法律』に登場する夜明け前の会議のメンバーは、 同じ位置を占めていた。 かるべき、最高の規範としての善のイデアが『国家』で占めていたのと う神は、『法律』の国家では、統治に携わる者なら魂の内に保持してし 体化しようとすれば、 物の尺度であったからである。この尺度を本当の意味で法律や生活に具 というのも神こそは、 る。こうした価値の知の体系がその頂点に仰ぐのは、® に大真面目に取り組むに足る事柄としての、いわゆる価値の知なのであ きた手本こそあらゆる教育の真の中心核なのだと、 葉に表現する力、 する国守りに比べて、 た。およそ統治者なら当然に認識しておくべき真理は、行為に際して真 高位が割り当てられるべきだという点でも、やはり変化していないので 知)こそ最高の規範であり真の理想であって、これには、 価値である神の知をわが手に保持していなくてはならない。ここにい かれの思想は、 その知の実践例を世に示す力を、まさしく三位 双方が客体として現われ出る局面と知の段階の差でし 立法家も国の統治機関も、最高の存在であり最高 プラトン当人も教えてくれたように、 自らが受ける哲学的教育の上でいささかも引けを 双方の間に、 諸 プラトン自身は『法律』で、行為の上での 々の善が一であるのを観るプロネーシス 本質上の差は認められない。 常に繰り返し力説し 神の知であった。 『国家』に登場 徳としての あまねく万 二体的 認め (英 生

した概念構造は、ギリシア人の哲学的神学の歴史を論じる中で扱われるら、これ以上、こうした神学の概念構造に立ち入るには及ばない。そう学であった。ここではしかし、ギリシア教育の歴史を扱っているのだかその背後に認められるのは、第十巻も示すように、この上なく完全な神での背後に認められるのは、第十巻も示すように、この上なく完全な神でラトンの『法律』は、神への考えを述べて幕を閉じる。けれども、

えでは、 って、 のが望ましく、 ていた。 うべき、 ころで、ここに挙げたプラトンの最後の言葉における暗示的な概略の背 神の問題に献じられた第十巻も、これに付け加えなくてはならない。と 他でもない『法律』の最後の言葉であった。われわれはさらに、 明白となっていて、そうした明白性と決然性はしかも、 それとは別の段階で改めて確立されている。双方の綜合(シュンテシス) 形で、双方は基本的に結びついていた。プラトンでは、こうした関係が った。 だからである。 身は、この世での創造的な仕事を終えるエピローグとして、こう説明し な知など、 るような差はいささかも認められないだろう。というのもプラトンの考 純然たる教育の知と最高の存在の知の間に、今日の世界で想定されてい (法律後記)』 徒の一人である『法律』 神学の中に歴史的に継承されていった事実から、さらには、こうした学 プラトンの形而上学が、アリストテレスやその他のプラトン学徒たちの されてはならない重みを湛えて明らかに潜んでいた。この点については、 後には、 は、『国家』と『法律』という偉大な二つの教育作品においてわけても や芸術が見る影も失って、ほとんど保持されなくなった幾多の 『法律』に至っていっそう度合いを高めていた。これの頂点をなすのが ギリシア文化が世界史に働きかける二つの中心様式に他ならなか ホメロスの世界では、 この世の最高の事柄を考察する神学の構想が、 あらゆる人間的な知の最終に位置する、まさに知の頂点とも そもそもの神の知に自らの源と進路と目標を見い出さないよう 神が実在するという人間の信仰はすべて、 およそ本当の教育の知とは考え難かったからである。 からも、 ギリシア人の教育とその哲学的神学は、 その関係では、 しっかりと確認されるにちがいない。ここでは の編纂者の手で付け加えられた『エピノミス 人間の徳 別の場所で改めて論究されてしかるべき (アレテー) と神々の理 あくまでも二つの源 ギリシアの学問 断じて過小に評 **『国家』** 想という 世紀に瓦 完全に か から れ自

殿の内に縛りつけられず、その光りは、見えざる最高神を告知しながら、 度の尺度である神、という新しい神概念を染み込ませて、これ自体を ギリシア国民の歴史的伝統の手でプラトンに差し出された社会様式が それが実は人間の真の自己なのだ、という考えを生み出した。 ンの汗は見事に実を結んで、この世には人間以上に高貴なものがあり、 り着くことになったからである。こうして、あまねく人間教育の本当に 認識を超え出たことがおよそなかった。というのもアリストテレスは ンポスのあまりに人間臭い神々の肖像に替えて据えた新たな神々の像 うした生きた神々(星)の光り輝く身体こそ、プラトニズムが、オリュ けて大きく変容させた。ここにいう神の王国は、 時と所に制約されたこの世の単なる組織体から、理想的な神の王国に向 つまるところは国家であった。かれはしかし、当の国家に、あらゆる尺 自らの中心に神を据えていた。こうした考えをその中に刻み込むように、 ユーマニズムは、プラトンの教育に想定された姿をまとい、それゆえ、 不動の基盤を暴き出そうとして、まさしく生涯を賭けて流されたプラト 論理的踏査をやり尽くしたのち、 に導き入れていたし、カントの『純粋理性批判』も、 神を確証するここでの二つの源を、プラトンの『法律』から自らの神学 する存在」としての魂がそれなのだ、と。アリストテレスからカントの® じ姿を保った数学的な円軌道の知と、われわれの内にある「永遠に流 から流れ出てくる。すなわち、天空の星たちがその上を動く、 あまねく地上の民衆の上に広く輝き渡っていた。 (アガルマタ) であった。そうした神々は、 〝星という生きた神々〟と同じく、どこまでも普遍の姿を保っていた。こ 『純粋理性批判』に至るまで、われわれ人類は、哲学の上でプラトンの 実際には再び、こうした二つの源に辿 人間の手で建造された狭い神 そのシンボルである あらゆる革命的な 古えのヒ

注

- (226) まさに、特定の教育段階と文化段階の表明に他ならず、今ある出産と育 保持は、プラトンも『法律』七四○Aに述べているように、それ自体が 決定的な役割を担っていたからである。というよりは逆に、私有財産の 収益に関する規定をめぐる見解は、当然ながら、教育を構築する上でも ほど、教育そのものと何ら関わりを持たないが、そこに示された財産と 配分を扱った箇所(七三五B以下)に掲載されている。この箇所はなる ある状態と大きく近似していた。こうした社会構造の基盤は、 児と教育に基づいていた。 家庭も家族も、総じて『法律』における国家に存在すべき点は、
- 『法律』七八八A。
- 『法律』七八八A-B。
- 『法律』七八八〇。
- 互いに補完し合って一つの全体を形造っていた。『法律』七四○A二と七 八三B二を参照のこと。 出産(ゲネシス)と育児(トゥロペー)と教育 (パイデウシス) は、
- 『法律』七八三D-E。
- 232) 『法律』七八四A。
- 233) 『法律』 七八四B。
- 234) 七八四〇以下。
- 235) クリティアス・断片三二 (ディールス)。
- 236) 七八九A以下。
- 238) 七八九C-D°

237)

『法律』

七八九B—C。

- 239 240 七八九E。 七九〇A—B。
- 241) 七九〇C—E。
- 242) 七九〇E以下。
- (243) 七九 C_o
- 七九 D_o
- 七九二B以下、 七九三Aも参照のこと。

- 『法律』七九二E。アリストテレス自身はこれも継承していた。
- 247) 『法律』 七九二B四。
- 七九三A一〇—C°
- てに亙って完全に口を閉ざしていたからである。 ナイの法律に向けられていた。アテナイの法律は、そうした事柄のすべ 『法律』七九三D。こうしたコメントはすべて、言うまでもなく、アテ
- 『法律』七九三D。
- 夕人、ケルト人、イベリア人、ペルシア人、カルタゴ人、スキュティア における慣例(ノミマないしエピテーデウマタ)であった。 人、トラキア人、サウロマタ人、および多くのギリシア国家とその領土 ここで言及され、実例として引用されているのは、スパルタ人、クレ
- 『法律』七九三D七—E。
- 『法律』七九四A-B。
- 『法律』七九四C。
- が引用されている。 育が本当に可能である証拠として、七九五Aには、スキュタイ人の慣例 『法律』七九四D五―七九五D。ここにいう右利きと左利きに向けた教
- 『法律』七九五D六以下。
- 『法律』七九六A。
- のこと。 『法律』八一三〇六以下。 専門的技能の教師については八一三Eを参照
- 『法律』八一三D六。
- 『法律』七九六B。
- 『パイデイア』一巻四六九頁を参照のこと。
- 『法律』七九六C-D。
- イソクラテス『アレオパギティコス』八二、デモステネス『フィリポ
- ヴィラモヴィッツ『アリストテレスとアテナイ』一巻三五三頁
- 古典言語学、第二〇巻、三三〇―三三五頁 I・O・ロフベルグ『アテナイにおけるエフェボス制度の成立年代』
- 『法律』七九六E。

- の改革は十分にやり終えられたと説明されている。 『法律』六五九D以下。なお六七三B六も参照のこと。そこには、音楽
- 教育を身につけた人間(ヒカノース・ペパイデウメノイ)にそうするの が、最も優れた芸術であった。 『法律』六五八E。並の人間に最大の喜びを用意するのでなく、
- 『法律』七九七A以下。
- 『法律』六四三B—C、六五六C。
- 271) 『法律』七九七A七。
- 『法律』 七九四A。
- 『法律』 七九七B—C。

273) 272)

- 274) 『法律』 七九七C五—D。

275)

『法律』

七九七日。

- 276) 『法律』 六五六D、七九七Aも参照のこと。
- 277) 『法律』 七九八B—D。
- 278) 『法律』 七九九E—八〇〇A。
- 279 「法律」 八〇〇B—八〇一E。
- 八〇一D、八〇二B
- (281) 『法律』八○一E—八○二A
- 282 『法律』 七九九A。
- 『法律』八〇二E五。なお、『パイデイア』一巻一七五頁も参照のこと。
- とをしっかり据えている事実が、とりわけ指摘されなくてはならない。 自身が、人間の生活全体と教育そのものを、あくまでも神学体系の上に の九○七D─九○九Dを参照のこと)。この場合に引き合いに出されてい ようなことがあれば、それは死罪に価すると脅かした(『法律』第一○巻 築いて、あらゆる事柄を査定する唯一の尺度に、神とその御心に叶うこ った様式に高い評価が与えられていること、そして何よりも、 その特徴を挙げると、神に奉仕する際の、姿勢と歌と動きにおける決ま かれは、自らの説く体制の真実性を否定したり、神の実在に疑念を抱く プラトンの教育は、カトリック教会の精神的構造にも匹敵するのだが、 無神論を理由にした告訴の様式であった。とはいえ、アテナイ アテナイという最も古い歴史を誇る都市国家にすでに目にされ プラトン

を認めないわけにはいかない。を認めないわけにはいかない。という国家は、国家の認める神々を否定した理由でソクラテスの告知した新たな神を信じない人間は誰でも、死歩転して、ソクラテスの告知した新たな神を信じない人間は誰でも、死歩を宣告されたのだった。プラトン当人もはっきりと認めているように、逆転して、ソクラテスの告知した新たな神を信じない人間は誰でも、死告したけれども、『法律』におけるプラトンの国家では、まさしく事態はという国家は、国家の認める神々を否定した理由でソクラテスに死を宣

- 『法律』六四四D。
-) 『法律』七一六C。
-)『法律』八○三B—C。
- を改めて引き合いに出している。論じている箇所(八○三Cと八○四B)では、明らかに、このイメージ繳 『法律』六四四D七─六四五Bを参照のこと。プラトンは、われわれが
- 『法律』八〇三C、E。
- 『法律』八〇三D。
- ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- ◎ 『法律』八○四E。
- ② 『法律』八〇四C。
- 『法律』八○五C。
-)『法律』八○七D六―E。
- ◎『法律』八○七E。
- ◎『法律』八○八E。
- 役人(ペリ・テーン・ムーサン・アルコーン)」などと呼んでいる。 E一○では「教育監(パイデウテース)」、八一三A六では「音楽担当の ちの監督者(パイドーン・エピメーレーテース)」、八一一D五と八一二 ちの監督者(パイドーン・エピメーレーテース)」、八一一D五と八一二 をの監督者(パイドーン・エピメーレーテース)」、八一一D五と八一二 でれ、『法律』八○九Aでは「護法官の中で子供たちの監督に選ばれた者 の力の対象を表現のでは、「などと呼んでいる。
- プラトン 『法律』 (その三)

- 自体である。 ⑩ 『法律』八○九A六。ここでの教育監を教育するのは、実に、法律それ
- ♨『法律』八○九B。
- ∞の『法律』八○○A以下を参照のこと。そこでは、強固な伝統を樹ち立て
- 『法律』八○九E─八一○C。
- 》『法律』八一〇E。
- クセノフォン『饗宴』三・五を参照のこと。
- 『国家』五九八E、五九九C、クセノフォン『饗宴』四・六も参照のこ
- ⑩ 『法律』八一一A。
- ◎◎『法律』八一一C以下、わけてもD五。
- ∞ 『法律』八一一C六─一○。
- ⑩『法律』八一一E。
- ፡□ 『法律』八一一E六─八一二A一。
- ⑩ 『法律』八一二Bでは、こうした表示が詩の教師に用いられている。
- ③③『法律』八一二B以下。
- ⑩ 『法律』八一三B以下。
- ⑩ 比較してほしいのは、わけても第二巻である。
- ③ 『法律』八一七A-B
- 鯋 『法律』八一七B六以下。
- ⑻ 『パイドロス』二七七E。さらには『第七書簡』三四一C。

照のこと。 デイア)のレベルに相当する。これについては『法律』七三五A四を参る数学のカリキュラムは、あくまでも国民の一般教育(スミクラ・パイうした点ではいかなる差も認められない。『法律』第七巻に要求されてい『法律』における統治者教育と『国家』第七巻に記されたそれの間に、こ

- 쮛『法律』九六七A以下を参照のこと。
- 》 『法律』八一七E。
- ◎ クセノフォン『ソクラテスの思い出』四巻七・二以下。
- 『エピノミス(法律後記)』九七八Cでも強く力説されていた。 た教育の体系を前提にしている。こうした科目の人間性に富んだ性格は、い順序について語られた中身を参照のこと。これ自体は、十分に練られ総◎ 『法律』八一八C─Dに、数学の必要性と数学的科目を学ぶ上での正し
- 》『法律』八一八B—八一九D。
- ◎『法律』八一九E一○以下。
- ネス・ラエルティオス』Ⅲ・八七を参照のこと。錣 研究を目的としたエウドクソスのエジプト滞在については『ディオゲ
-)『法律』八一九B三。
-)『法律』八二一B—八二二C。
- の説そのものは、『法律』のこの箇所にはいまだ暗示されていない。の天体運行説を受け入れたのは、はるか高齢に達してからであった。こ八頁。テオプラストスに従うなら、プラトンが、いわゆるフィロラオス繳 Th・ヒース『ギリシア数学への案内』(ロンドン、一九三一年)一八
- に緊密に結びついていたかが、詳しく解き明かされている。 「のはともあれ、神々にふさわしい栄誉と賛美を十分に尽くすことにあっていた。わたしの『パイデイア』第一巻の三二頁を参照のこと。そこには、たったもあれ、神々にふさわしい栄誉と賛美を十分に尽くすことにあって、「法律』八二二B─C。宗教の本質は、ギリシア人の感覚に従うなら、
- ウーシア)」としての魂の営みを内的に体験することであった。わたしのもう一つは、われわれの内にある「永遠に流動する存在(アエナオス・そうした源の一つは、天体が歩む永遠に均一な数学的軌道の知であり、〇〇〇〇 神の信仰へと導く二つの源については『法律』九六六Dを参照のこと。

を参照のこと。必要とするのは、むろん未来の統治者に限られていた。『法律』九六八A必要とするのは、むろん未来の統治者に限られていた。『法律』九六八A『アリストテレス』一六五頁を参照のこと。天文学的な法則の本当の知を

-)『法律』九六七A以下。
- でる規定に続いて、奇妙なことに、教育としての狩猟をめぐる長大な論ぐる規定に続いて、奇妙なことに、教育としての狩猟をめぐる長大な論はだから、この箇所では、呪文をかけて鎮める必要がある。こうした論はだから、この箇所では、呪文をかけて鎮める必要がある。こうした論はだから、この箇所では、呪文をかけて鎮める必要がある。こうした論はだから、この箇所では、呪文をかけて鎮める必要がある。こうした論はだから、この箇所では、呪文をかけて鎮める必要がある。こうした論のた。というのもこの論究は、教育としての狩猟をめぐる長大な論のた。というのもこの論究は、教育に対する狩猟の意味をめぐる長大な論のた。というのもこの論究は、教育としての狩猟をめぐる長大な論のというのもこの論究は、教育としての狩猟をめぐる長大な論のというのもこの論究は、教育としての狩猟をめぐる長大な論のというのもにあれて、教育としていたし、双方は、互いを解説し合っていたからである。
- 的で農耕的なポリスの性格がはっきりと確立されていた。錣『法律』九四九E。なお、七○四B以下も参照のこと。そこには、内陸
- ◎◎『法律』九四九E七。
- 336 『法律』九五○D。
- ③ 『法律』九五一A。
- ◎ 『法律』九五一B─C。
- 「法律」九五一C六。ここと全く同じく、プラトンは『法律』九五二D
 「公司ことができたのである。
- しく死罪に値すると脅されていた。 ⑭ 『法律』九五二C―D。教育の領域に有害な改革を導入するのは、まさ
- ④ 『法律』九一六C。
- ∞ 目標(スコポス)については『法律』九六一E七─九六二Bを参照の

六二C五に登場する〝夜明け前の会議(シュロゴス)〟を措いてない。こと。こうした目標の知を義務づけられた国家の構成部分は、『法律』九

- いっ乎しでいる。- 九六二Dと九六三B四では、ひたすら端的に「一なるもの(ト・ヘン)」- 九六二Dと九六三B四では、ひたすら端的に「一なるもの(ト・ヘン)」- 『法律』 九六二D四。プラトンは、ここでの^徳の単一性、を、『法律』

郷を参照のこと。

- 鋤 ジャクソン、ルトスタウスキー、その他の人たちもこれに属する。 とも呼んでいる。
- 密な方法」という表示の下に語られていた。 ン・イデアン・ブレペイン)」。哲学的問答法は、そこでもまた「より綿魚 『法律』九六五C「一なるイデアに目を向けること(ト・プロス・ミア
- 喲 『法律』九六三C五─E。なお六三一C五も参照のこと。
- 꾌 『法律』九六六A─B。
- ◎ 『法律』九六六B。
- 昔いてない。 世の若可の、『最高の人間的な事柄の知』という表示を思 すでに『プロタゴラス』と『ゴルギアス』で自らの発案した新しい「政 大いの言い回しはプラトンが、 の、『法律』九六六B四「真剣になるべき事柄のすべてについて(ペリ・パ

- ◎『法律』九六六℃。なお七一六〇も参照のこと。
- ン・マテーマ)」も参照のこと。 ◎ 『国家』四八四C─D。五○五Aの「学ぶべき最大の事柄(メギスト
- もの」であって、これ自体は、当の本質に基づくなら「善そのもの」と かを、少なくとも暗に仄めかしてはいた。それは、他でもない「一なる み呼んでいるのは、実のところ、この『法律』に相応しいのである。も そうした知の対象を従来のやり方を踏襲して、ここでは端的に、神、との でも『法律』でも、いささかも変わらずに神学であった。『法律』ではし でもあった。そして、こうした統治者の知の頂点に位置するのは、 三B四において、哲学的問答法を介して統治者が得る知自体の対象に規 いささかも異ならない。 っともかれは、、神、という名でそもそも何が弁証法的に考えられている たすら戸外の敷居の前に佇んでいる他はなかった。それゆえプラトンが、 かし、われわれは、神殿そのものの聖域に何ら足を踏み入れないで、ひ 統治者は、『国家』に登場する統治者とあくまでも同じく、まさに哲学者 定した、あの〃一なるもの(ト・ヘン)〟と同一視されてよい。ここでの 「万物の尺度」に他ならない神は、 プラトンが 『法律』九六二Dと九六 国家
- ® 『法律』九六六D。
- レス』一六五頁にまとめられ、正当に評価されている。 鄭 真面目に考えるに足るこうした事柄の数々は、わたしの『アリストテ
- 教育が、先取りの形で、神への道、と記されていたからである。 ちりと守っている。『法律』六四三Aを参照のこと。そこには、こうしたのは難しい」。ともあれ、ここにいう本当の、神の崇拝、において、プラトのは難しい」。ともあれ、ここにいう本当の、神の崇拝、において、プラトのは難しい」。ともあれ、ここにいう本当の、神の崇拝、において、プラトのなものの知を欠くなら、いかなる人間でも、確固たる神の崇拝に至る総。『法律』九六七D:「あの二つの源から流出してくる(注繳を見よ)神

(本学文学部教授)